

27P-pm04S

薬局の薬剤師員数に関する考察

○吉田 啓太郎¹, 前田 和彦¹ (¹九州保福大院薬)

【目的】

2012 年の医療計画の見直しで、厚生労働省は 2025 年を目処に地域完結型医療へのシフトを計画している。地域完結型医療のなかで薬局薬剤師に求められることは在宅医療だが、外来業務の繁雑さや人員不足等により、実行は容易ではない。現状を打破するために薬剤師の業務の分散を考慮する必要があると考え、薬局薬剤師の員数に関してどのような制度改革が必要なのかを考察した。

【方法】

文献調査及びアンケート調査

【結果】

1964 年「薬局及び一般販売業の薬剤師の員数を定める省令」によって調剤数や販売高による員数が定められたが、この員数は医薬品の乱売売に対処するためのものであった。1993 年の改正により、ようやく医薬分業に合わせた「処方せん 40 枚につき薬剤師 1 人」という員数が定められた。そして、在宅医療の推進が唱えられている現在の法定員数は、1993 年から変化が無い。

また、地区 A でアンケート調査を行ったところ、在宅医療が可能な薬局と不可能な薬局間では、常勤薬剤師数に 1.15 人の差があった。

【考察】

薬局業務運営ガイドラインに、1993 年当時の薬剤師の業務として「在宅医療」が明示されていない。また、在宅医療の実施可否には薬剤師 1 名の存在が寄与しているため、介護保険認定者数・薬局数・薬剤師数などから、在宅医療可能な地域と不可能な地域の比較検討により、員数の制度改革を行う必要がある。